

令和4年第2回野洲市教育委員会定例会

令和4年2月16日

【西村教育長】 令和4年第2回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和4年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和4年第1回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和4年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と山崎委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。先月1月19日から2月15日までの事務報告について、別紙をご覧ください。1月19日からずっと、コロナが増えてきましたので、コロナ対応で学級閉鎖とか学年閉鎖の協議が結構入っています。

裏のほうもご覧ください。2月7日と10日に文科省の市町村教育委員会オンライン協議会がありました。2月7日に事前の説明会を文科省が行いましたので、これをオンラインで視聴しています。その後、2月10日が本番で、全国200を超える市町村の教育長、教育委員さんが参加される協議会でした。これは一斉にはできませんので、全部で4つのテーマについて協議をしました。

私は「地域と学校の連携・協働」というテーマと、「教育の情報化」というテーマについて参加しました。大体5~6人のグループに分かれて、自分のところの取組の報告と協議をしていくというものです。

地域と学校の連携・協働について、私は第14グループになりまして、そこで司会進行が当たりました。埼玉県秩父市の教育委員さん、神奈川県綾瀬市の教育委員さん、奈良県香芝市の教育委員さん、そして私の4人でした。もう一人長崎県の方がいましたが、直前で欠席となりましたので、4人で協議をしました。主に話が出たのは、コミュニティスクールをどのように進めていくか、あるいは進めてきたのかという話がありました。そして、地域学校協働活動で、野洲市で言うと学校応援団です。それぞれの取組としてどのようなことをしているのかという話をしました。各グループ50分間の協議で、時間がくると途中で切れてしまうので、話の途中で止まりました。その後、各グループの中で、2~3人の手を挙げた方から、どのような話をしたのかの報告を全ての参加者にしました。

後半は、教育の情報化についての話し合いになりました。私は第24グループで、ここでは別の方が司会進行をしました。群馬県館林市の教育委員さん、埼玉県寄居町の教育長さん、

東京都福生市の教育委員さん、守山市の教育委員さんと私の5人で行いました。

1人1台端末の普及状況とどのように使っているかという話、それを5年後に更新するときの予算をどうするのかという話、学校でスムーズに支援をしていくためのICT支援員の配置状況についてを協議しました。そして、話合いには至らなかったのですが、不登校支援で、オンラインを通じた学習は不登校支援になるということも少し出てきましたが、これも途中で時間切れで終わってしまいました。

全国のいろいろな地域の状況がある程度見られるという意味では面白い取組だと思っています。昨年もちょうど1年前に参加をしたのですが、多くの人と具体的に話ができて、いい経験になったと思っています。

次に2月14日です。滋賀県都市教育長・教育部長オンライン合同会議というのがありました。県内13市の教育長、教育委員会で構成する滋賀県都市教育委員会協議会があります。その合同会議がありました。

以上です。何かご質問等がありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)議案に移ります。議案第1号、令和4年度野洲市の教育方針(案)について、事務局より説明をお願いします。吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 それではお手元の議案書1ページから8ページになります。議案第1号、令和4年度野洲市の教育方針(案)について説明をします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、令和4年度野洲市の教育方針の策定について、別紙のとおり提出いたします。

2ページから方針の案になり、構成につきましては前回の協議事項と変更はありません。

それでは、抜粋して説明をいたします。まず中段以降から、令和4年度は3つの視点で教育を進めていくことを次ページまで述べています。

3ページでは、1「令和3年度を振り返って」としまして、(1)「学校・園」のくくりで、①人権教育・特別支援教育の推進。②不登校の課題。4ページに移りまして、③学力の二極化。④教職員の資質向上。⑤施設面の更新。⑥学校ICTについてです。

4ページ下段から6ページにかけまして、(2)「家庭や地域」のくくりで、①家庭教育の推進とその支援。②地域の教育力と高齢化について。(3)「生涯学習・生涯スポーツ」のくくりで、①生涯学習。②子どもの読書活動推進。③生涯スポーツ。④文化歴史について述べています。

これらの成果や課題を踏まえまして、6ページ中段から7ページ上段にかけて、2「令和4年度の具体的な施策」を述べています。まず(1)「子どもの生き抜く力を育てます。学校教育を中心として」のくくりで、①小中学校の道徳教育や人権教育の充実。②教職員研修の充実。③家庭教育への支援。④体験活動やキャリア教育の推進。⑤教職員の指導力、授業力の向上。⑥老朽化した教育施設環境の方針。⑦GIGAスクール構想におけるICT機器の活用と児童生徒の発達段階に応じた情報を学ぶ教育について述べています。

7ページの中段から(2)、「子どもの育ちを支援します。学校・家庭・地域が一体となって」では、①から⑤まで、地域と共にある学校というコミュニティスクールの理念を実現させるために、地域学校協働活動を軸としながら、今ある組織の移行を進めていきますと

述べています。

7 ページ下段から 8 ページにかけまして、(3)「だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。誰もが生涯にわたって成長し心豊かに」としまして、①から⑦まで、総合体育館の改修工事と国スポ・障スポ大会の具体化に向けた野洲市準備委員会の設立までを述べています。

この教育方針は 2 月 25 日開催の 2 月議会本会議におきまして、教育長から表明していただきます。なお、本案件につきまして、短期間で内容確認とご意見をいただき、また構成にご協力いただいたことに対しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 1 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 1 号、令和 4 年度野洲市の教育方針（案）について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員です。よって、議案第 1 号は可決されました。

次に議案第 2 号、令和 4 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。よろしくお願いいいたします。

それでは、議案書 9 ページをご覧くださいと思います。議案第 2 号、令和 4 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、ご説明をさせていただきます。

説明の前に、議案書関係資料をご覧くださいなのですが、13 ページと 14 ページにつきましては、こども課の説明資料になりますが、13 ページ右の幼稚園管理運営費につきまして、事業の概要を、新規ということで明記させていただいています。そして 14 ページの幼稚園施設整備費も事業概要の新規ということで追加をお願いいたします。それぞれお手元に差し替え分ということでお配りさせていただきましたので、確認をお願いします。

それと 23 ページの文化ホール・小劇場管理運営費、24 ページのさざなみホール管理運営費につきましても一部文言の修正をしていますので、資料の差し替えをお願いします。

それでは説明に入ります。議案書 9 ページになります。本議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。

提出理由としましては、令和 4 年度野洲市一般会計予算総額 244 億 3,000 万円のうち教育費予算を 48 億 2,965 万 4,000 円とするためです。

議案書関係資料の 1 ページをご覧くださいと思います。令和 4 年度に取り組む主要事業の概要のうち、教育委員会の所管事業について説明をさせていただきます。

1 ページ上段になります。「子育て・教育・人権」の学校教育の充実で、特別支援教育の充実、不登校対策として 6,468 万 4,000 円を計上しています。内容につきまして、障がいのある児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援を行うために、適正なコーディネーター加配や支援員の配置、巡回相談員の派遣等を行うものです。

そして、1 ページ下段になります。野洲市の未来を担う子どもたちの快適な学習環境を確保するために、小中学校施設整備事業として 11 億 2,461 万 1,000 円を計上しています。こちらにつきましては、現在取り組み中であります中主小学校の旧館棟の改築と新館棟の大規模改修工事、並びに北野小学校の校舎増築及び大規模改修に向けた設計業務等を計上しているものです。

2 ページをご覧くださいと思います。上段、「生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進」で、令和 7 年度に開催される第 79 回国民スポーツ大会、第 24 回全国障害者スポーツ大会の競技会場であります総合体育館の大規模改修工事費としまして、7 億 3,330 万円を計上しています。

2 ページ下段になります。「産業・観光・歴史文化」の歴史文化遺産の保全・活用では、永原御殿跡保存整備事業として、8,817 万円を計上しています。内容につきましては国史跡の指定を受けた永原御殿跡について、整備基本計画の策定や保存整備事業として土地の公有化、整備のための発掘など調査を行い、さらに市民参加型の体験学習やフォーラムなどの普及、活用事業を行うものです。

議案書関係資料 3 ページから 34 ページにつきましては、ただ今説明をした事業も含め、教育委員会が所管する事業を含む説明資料となっていますので、ご覧くださいと思います。

議案書に戻っていただきまして、12 ページ。右側の第 2 表で、教育費予算に係る債務負担行為として、下から 4 行目の北野小学校校舎増築等設計業務委託で、令和 4 年度から令和 5 年度まで 6,000 万円、その下の中主小学校新館棟大規模改修事業で、令和 4 年度から令和 5 年度まで 5 億 7,800 万円が設定されているものです。

議案書 13 ページをお願いします。第 3 表で地方債としまして、上から 7 行目です。小学校施設整備事業に 7 億 8,300 万円、中学校施設整備事業に 2,860 万円、図書館施設整備事業に 170 万円、史跡整備事業に 1,110 万円、緊急防災・減災事業債に 1 億 8,170 万円、公共施設等適正管理推進事業のうち、教育委員会関連では、4 億 5,760 万円がそれぞれ財源充当をされているものです。

説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 2 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 大変量が多く、早く説明をしていただき、聞き逃したかと思しますので、幾つか質問をします。

1 つ目は、先ほど部長から説明がありました令和 4 年度教育方針案に学校プール施設の老朽化対策として、外部施設の活用や集約化などの利用形態の在り方を検討した上で、施設の整備方針を決定するとありましたが、これに予算が必要ないのですか。予算が計上されていない理由の説明をお願いしたいと思います。

2 点目は、議案書関係資料 4 ページです。会計年度任用職員雇用費ですが、1,500 万円余り増額で、その財源内訳で、その他として 5,000 万円計上されています。その下の財源説明でまちづくり基金繰入金で 5,000 万円が挙げられています。この 5,000 万円はどのような性格の基金か教えてほしいと思います。

次に3点目ですが、関係資料23ページです。文化ホールの機器の更新が新規事業として挙がっています。これは後の協議事項で挙がってくる文化施設の集約検討と整合するのかということです。3施設を集約し、1つにするという話です。素案では、さざなみホールを残して1つに集約する。しかし一方で、令和4年度予算に2施設の更新の予算を計上しています。それとの整合性について具体的に説明をお願いしたいと思います。

4点目です。議案書関係資料6ページで、これは継続事業ですが、ICTサポーター業務委託として422万4,000円が計上されています。このICT活用を推進する上で、利用支援や業務改善の支援を行うための業務委託ということですが、具体的に中身の説明をお願いします。

以上よろしく申し上げます。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 最後に瀬古委員がおっしゃっていたICTサポーター業務委託の件ですけれども、これは学校の中でこのような使い方をしたいがこのとき教員はどういうことをしたらいいのか、あるいは子どもたちにどのようなことをさせたらいいのかということを知るために、それぞれの学校に2週間に1回程度回っている方がいます。その方が来られたときに聞き、1人1台端末が授業の中で有効に使えるように助けてもらっているのがICTサポーターです。

以上です。

【西村教育長】 今の件はよろしいですか。

【瀬古委員】 そうしますと、この422万4,000円は、小中学校に1人のサポーターを配置し、巡回時に先生方から質問や要望に対応するということでよろしいですか。その成果としては、うまくいっているのですか。その辺りはどうですか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 成果としては非常に上がっています。特に導入当時は非常に教員側の研修のことが言われていましたし、それなりにまた質問も出きたりする状況です。次年度、また継続をさせていただく予定です。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 そうすると、この業務にあたる方々は、例えばITビジネス企業の方なのか、具体的にどのようなところとの業務委託ですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 もちろん専門の業者の方というか、そのようなことを専門にされている方です。野洲市だけではなく、他市にも行っていると聞いています。

以上です。

【西村教育長】 今の件はよろしいですか。では、他の3つの質問のほうをお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 まずプールの集約化の件です。プールの老朽化対策のところになりますが、行革のプランでもプールの集約化というのは挙げられていまして、具体的にどこに集約するのか、まずは健康スポーツセンターもプールがありますし、B&Gもプールは

ありますので、そこを活用し、どこに集約をするかを今後考えていこうと思っています。

その関連で 11 ページ、右の小学校施設整備費です。設計委託業務の中に、野洲小学校のプールの解体設計費を含んでいます。それと設計後にプールの解体工事ということで、工事請負費の中に野洲小学校プールの解体費を含んでいます。

こちらの資料にはそこまで詳細に明記はしていませんが、一応、野洲小学校のプールにつきましては、以前から漏水があることで使用を止めています。こちらを更新するとなりますとかなりの費用がかかりますので、現在はモデル的に健康スポーツセンターにてプール活用をしてもらっています。今後もそういう形を引き続きながら、集約を進めていくところで、野洲小学校のプールをまず解体という予定をしています。それが学校プールの老朽化の経緯です。

そして、23 ページの左の文化ホール・小劇場管理運営費です。ワイヤレスマイク機器の更新と電話機の更新です。まず、ワイヤレスマイクにつきましては、電波法の関係がありまして、本年の 11 月末までに更新をしなければならないということで決まっています。それと電話機の更新ですが、電話機自体がかなり老朽化をしていまして、早急に変えていかなければならないこともあります。

そして文化ホールの集約について、一応、今のところの予定ですが、来年度 12 月議会に条例改正等を予定しています。そこで、条例改正が決定される際に、文化ホールの予約の停止をさせていただきます。1 年間は予約が有効になりますので、来年の 11 月までは活用でき、休館は来年の 12 月予定になります。それまで施設は継続していかなければならないので、その間は使用する必要があります。電話機の更新につきましては早急に出ています。来年度早々には更新をしていただくことになると考えています。

そして 4 ページのまちづくり基金繰入金 5,000 万ですが、申し訳ありませんが確認をさせていただきますと思います。一応、財政課割り振りということでは聞いています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 野洲小学校のプールは漏水が激しく老朽化しているので、解体工事を発注するという事になると。野洲小学校を含めた野洲市の学校プール全体の在り方をどうすべきかという基本方針を定めることについては、予算を使わないで直営で検討します、という理解でよろしいですか。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 瀬古委員のおっしゃっているとおりで、直営で検討させていただきますと思っています。

【西村教育長】 瀬古委員。

【瀬古委員】 それから文化ホールの新規の更新ですが、令和 5 年の 2 月に貸館や公演予約の終了などを含め閉館を告知し、令和 5 年 12 月には閉館すると。

そういう状況で、機器更新を令和 4 年に発注をし、1 年少しか使わないものを新規でと。法令に基づいて更新しなければならないという点は分からないでもないですが、その辺はきちんと十分に検討した上で、それでも必要だということですか。

【西村教育長】 北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 おっしゃっていただいているとおり、内部でその辺は確認をしな

がら予算を計上しています。ワイヤレスマイクにつきましては、文化ホールだけではなく、他の施設につきましても予算計上をしています。文化ホールにつきましては慎重に考えてはいましたが、やはり法令順守という部分もありますので、計上せざるを得ないかと思っています。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。他にご質問等はありませんか。よろしいですか。山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 山崎です。今、瀬古委員が言われたプールに関わって、私も質問をしようと思っていたのが、資料 6 ページに 2 点ありました。1 点目の ICT サポーターに関しては井上次長にお答えいただきましたので、分かりました。

そしてプールに関しても先ほどのお話の中で一定納得させていただいたところがありますが、以前から出ています野洲小のプールについては全然使える状況ではないですし、お聞きしている方向で進んでいくかと思います。去年の時点で野洲中もプールが使えない状態でしたので、今年度はプールを使った授業はたぶん実施困難かと思います。また、学校訪問をさせていただいた時点で、中主小学校等いくつかプールの不具合についてお話されていたのを記憶しています。現時点では漏水でもない限り分からないですが、プール掃除、プール開きを控えての時期になり不具合が生じ、特に小学校でのプール学習、水泳学習ができないとなると結構大きな問題です。特に低学年の水慣れの部分を考えますと、その状況により対応の仕方は違うと思うのですが、授業ができないようなことになる場合も想定して委託、あるいは予算について考えていくべき状況でしょうか。これはふたを開けてみないと分からないことなので難しいとは思いますが。

【西村教育長】 北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 野洲中学校のプールを含めてというお話をいただきました。その点も想定はしています。野洲小学校、野洲中学校のプール授業について、健康スポーツセンターの休館日を利用して、授業をしていきます。なおかつ、B&G も夏場につきましては一般開放をしていますので、その時期を外した 6 月初めぐらいからと開放が終わってからの 10 月頭ぐらいまでの期間のプール利用というのも考えながら進めます。もし他の学校で緊急にそういうことがありましたら、そういうところも活用しながら考えていきたいとは思っています。

以上です。

【西村教育長】 山崎委員、どうですか。

【山崎委員】 いろいろなシステムを作動させると分からない部分がありますので、そうなった場合も考えてくださっているのは心強いです。よろしくお願いします。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 少し補足をさせていただきます。先ほど瀬古委員からもご指摘がありましたプールですけれども、現時点では内部で検討を進めるということで、特段これに係る予算は計上されません。

もう一つは、山崎委員のご指摘の 1 つに、以前の会議でもご説明したかも分かりませんが、全ての小中学校のプールは、大体同じぐらいの時期にできていますので、大体築 40 年

ぐらいになっています。そうしますと遅かれ早かれ同じ現象が起こってきます。一番早かったのが野洲小学校になりますが、既に野洲中学校もそういった症例が出てきているということもあります。ただ、今後プールの授業をどうするのかというところにつきましては、例えば今ある B&G とか、あるいはサンネスのプールを使っての授業となりますと、限られた時間数でもありますし、それからこの 2 つのケースだけで、9 つの小中学生に回っているかどうかは少し難しいと思っています。一度期に全て切り替えるのではなく、順次使えなくなるプールが出てきた学校からそういうふうに切り替えていく必要があるかと思えます。順番と言いますか、どのような流れで移行していくのがいいのかというところからスタートをするのと、授業時間も限られた時間の中でどれぐらいの時間を学校の授業で割くのかを検討していかなければならないのです。少し時間がかかると思えます。そういう意味で、まずは内部でしっかり検討した上で、それらについては何なのかというところも探っていきたいと考えています。

以上です。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

【山崎委員】 今ご説明いただいたことにつきましては、以前も聞かせてもらいましたし、そのようにしていただけるとありがたいと思っています。ただ、次年度の水泳学習に突き当たり、できない学校がないようにしていただけるとありがたいということを思います。ありがとうございます。

【西村教育長】 それでは、他にご質問等はありませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 私もプールの件についてですが、私の子どもが小学校と中学校におりまして、小学校はもう 6 月の初めからプール開きがされていると思います。中学校は 7 月に入ってからか 6 月の末で 1 カ月近く後になってからプールが始まる状態になっています。これは中主学区だけかもしれないですが。そういった場合に、中主だけではなく、例えば他のところも同じような体制であれば、少し利用するのが難しくなったときに、使える中学校をお借りする形が、実際に取れるかどうかです。最悪令和 4 年度だけでもなんとか使える所を利用していけたらいいのではないかと思いますので、そうしたものをご確認お願いいたします。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 学校間での調整ということでご意見をいただいたと思います。小学生が中学校のプールを使うというのは深いかも分かりませんが、高学年になれば可能かもしれないし、そういったところを考えながら調整をできればしていきたいと思っています。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

他にご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。議案第 2 号、令和 4 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 2 号は可決されました。

次に議案第 3 号、令和 3 年度野洲市一般会計補正予算（第 11 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、議案書 14 ページをご覧くださいと思います。

議案第 3 号、令和 3 年度野洲市一般会計補正予算（第 11 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。

提出理由にありますように、今回の補正では、野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に 9 億 3,730 万円を増額しています。歳入歳出予算の総額を 260 億 7,865 万 3,000 円とするものです。うち、教育費予算としましては、2 億 542 万円を減額し、補正後の予算額を 39 億 252 万 3,000 円とするものです。

議案書 19 ページをご覧くださいと思います。第 2 表で、地方債補正としまして、下段の変更では小学校施設整備事業の限度額を 8,570 万円減額の 3 億 2,930 万円に、中学校施設整備事業の限度額を 9,000 万円減額の 4 億 4,450 万円に減額をし、財源充当とされています。

続きまして、議案書関係資料の 35 ページをご覧くださいと思います。

35 ページの 2 になります。補正の概要としまして、歳出です。中主小学校旧館校舎改築工事等の精算等に伴う小学校施設整備費、9,840 万 2,000 円の減額、野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改築工事の精算に伴う中学校施設整備費、1 億 861 万 5,000 円を減額するものです。

詳細につきましては、議案書関係資料 50 ページをご覧くださいと思います。

教育費、教育総務費、教育振興費、会計年度任用職員雇用費では、学校教育支援員等の勤務実績に応じた報酬額を支払うために、482 万 7,000 円を増額補正するものです。

次に教育振興事業費では、特定財源としまして、自治振興交付金を増額するものです。

次に総合学習推進事業費では、特定財源として、自治振興交付金を増額するものです。

51 ページをご覧くださいと思います。小学校保健事業費です。こちらにつきましては、国のコロナ対策のための令和 3 年度補正予算の成立におきまして、新たな補助事業が追加されました。それを受けまして、児童の安全・安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するために、感染症対策に必要となる消耗品を購入するため、475 万円を増額補正するものです。その他、備品購入費につきましても、先ほどの説明と同様に、感染症対策に必要となる備品を購入するために 545 万円を増額補正するものです。特定財源としまして、国の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を充当しています。

次に中学校保健事業費では、先の小学校保健事業費と同様で、消耗品費として 165 万円を増額、その他備品購入費としまして、390 万円を増額補正するものです。特定財源としまして、国の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を充当するものです。

次に小学校費、小学校管理費、会計年度任用職員雇用費では、市内小学校におきまして、コロナによる夏休みの延長等により、給食配膳員の報酬などにおいて不要額が生じたため 44 万 4,000 円を減額するものです。

次に小学校管理運営費では燃料費の執行額が現計予算額を超える見込みのため、69万7,000円を増額するものです。同様に光熱水費313万円を増額、通信運搬費につきましても18万4,000円、下水道使用料につきましても7万5,000円を増額補正するものです。また、特定財源では、地方創生臨時交付金を充当するものです。

次に小学校施設整備費では、野洲小学校南棟4階空調機器改修工事設計業務委託の入札差額及び中主小学校旧館棟の改築工事実施設計業務の執行残額370万3,000円を減額し、また、監理業務委託の入札差額605万の減額、中主小学校仮設校舎リース料の執行残額195万2,000円の減額、工事請負費において野洲小学校南棟4階空調機器改修工事の入札差額及び中主小学校旧館棟改築工事の入札差額8,669万7,000円を減額するものです。特定財源では国の交付金の増額事業の減額に伴い、増額及び減額しているものです。

次に中学校費、中学校管理費、会計年度任用職員雇用費では、市内中学校においてコロナによる夏休みの返上等により、給食配膳員報酬に不要額が生じたため、68万円を減額するものです。

次に中学校管理運営費では、小学校管理運営費と同様に燃料費の執行額が現計予算額を超える見込みであるため、44万7,000円を増額、光熱水費で132万を増額、通信運搬費で12万1,000円を増額、下水道使用料で17万8,000円を増額するものです。特定財源では、地方創生臨時交付金を充当するものです。

52 ページをご覧くださいと思います。中学校施設整備費では、野洲北中学校大規模改修事業に係る監理委託料の執行残額286万9,000円とバス運行委託費用が不要となったため200万7,000円、仮設校舎リース料の執行残額720万2,000円を減額し、工事請負費の執行残額9,854万4,000円を減額補正するものです。

また、令和4年4月から配置する特別支援教室大型ディスプレイ設置の備品購入費49万4,000円を増額するものです。特定財源では国の交付金の増額、事業費の減額に伴い、増額及び減額をしています。

続きまして幼稚園管理費、幼稚園管理運営費では、幼稚園での燃料費の執行額が現計予算額を超える見込みであるため、1万6,000円を増額、同様に光熱水費で155万4,000円を増額、下水道使用料で32万7,000円を増額補正するものです。また、新型コロナウイルス感染防止の対応として、バス乗車を伴う園外保育を中止したことから、バス借上げ料118万9,000円を減額補正するものです。

次に預かり保育事業費では、預かり保育利用件数が見込みより増加したことから、賄い材料費13万4,000円を増額補正するものです。特定財源では、幼稚園間食費を増額しています。

私立幼稚園費、私立幼稚園運営費では、国によって自治体の保育士、幼稚園教員等、処遇改善臨時特例事業について、対象の職員に対して処遇改善行う教育・保育施設等において補助を行うために12万6,000円を増額補正するものです。特定財源では、国庫、保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当するものです。

続きまして青少年教育費、青少年育成事業費では、特定財源として自治振興交付金を増額するものです。

続きまして図書館費、ブックスタート推進事業費では、特定財源としまして、まちづく

り基金繰入金を減額するものです。

続きまして文化財保護費職員給与費では、特定財源として発掘調査原因者負担金を減額するものです。

続きまして文化財保護費、会計年度任用職員雇用費では、受託発掘調査事業の精算・減額に伴い、175万9,000円を減額するものです。また、特定財源の発掘調査原因者負担金を同額減額するものです。

53 ページをご覧くださいと思います。市内遺跡等調査事業費では、印刷製本費40万円を減額し、発掘調査作業員派遣委託料20万円と、重機等機材借上料を20万円を増額する組替補正を行うもので、予算額の増減はありません。なお、特定財源としまして補助金の交付決定により、国庫及び県費補助金を減額するものです。

続きまして文化財保護調査事業費では、国名勝兵主神社庭園保存活用計画策定事業の精算・減額に伴い、事業補助金66万7,000円を減額するものです。なお、特定財源としまして、発掘調査原因者負担金を減額をします。

続きまして受託発掘調査事業費では、民間開発に伴う発掘調査経費と精算に伴い、不要額を減額補正するもので、消耗品費22万2,000円とその他材料費等を合計しまして、630万6,000円を減額するものです。なお、特定財源としまして、発掘調査原因者負担金を同額減額するものです。

54 ページの公共事業発掘調査事業費では、小篠原遺跡の発掘調査と4カ所の工事立会調査の完了に伴い減額補正を行うもので、光熱水費1万円、通信運搬費6万円等と合計で128万7,000円を減額するものです。

次に永原御殿跡保存整備事業費では、発掘調査・保存活用計画策定、土地公有化、活用事業を実施しており、各事業の精算見込みに伴い予算の補正を行うもので、報償金12万円4,000円、普通旅費8万1,000円、その他材料費を6万1,000円等増額するもので、事業費としましては合計351万6,000円を減額するものです。なお、特定財源としまして国の交付決定により、国庫補助金を減額しています。

文化振興費、文化ホール・小劇場管理運営費では、特定財源としまして野洲文化ホール使用料等の減額により、減額をしています。

次に文化ホール・小劇場文化振興事業費では、特定財源としまして文化振興事業収入等の減額により、減額をしています。

次にさざなみホール管理運営事業費では、特定財源としましてさざなみホール使用料等の減額により、減額をしています。

次にさざなみホール文化振興事業費では、特定財源としまして文化振興事業収入の減額により、減額をしています。

55 ページをご覧くださいと思います。保健体育費、保健体育総務費、保健体育推進事業費では、国民スポーツ大会準備委員会負担金100万円について、当該準備委員会の設立総会開催を令和4年4月予定としたことから、今年度予算から減額をするものです。

体育施設費、総合体育館管理運営費では、総合体育館大規模改修実施設計委託業務が完了し、執行額が確定したことから892万8,000円を減額するものです。特定財源としまして国スポ・障スポ大会市町競技施設整備費補助金等の減額により、減額をします。

海洋センター管理運営費では、特定財源としまして地域海洋センター修繕助成金の増額に伴い、増額するものです。

以上、説明とします。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 3 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 1 点だけ確認しておきます。議案書関係資料 54 ページの文化振興事業費で、文化ホールからさざなみホールまでの管理運営費が財源更生になっています。枠は変わらないのですが、これはコロナ禍で使用料収入等が見込めないのが、特定財源を全て一般財源に振り替えたということが良いのですか。つまり特定財源が減り、その分一般財源が増え、市の持ち出しが多くなったという理解でいいわけですか。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 ご指摘のとおりです。使用料収入ということで減額なのですが、実際にそれに比例し、支出も一部減額の方になっているものです。補正反映はされていませんが、その辺の見込みもあるということでご理解いただきたいと思います。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今の説明は少し分かりにくかったです。事業費は変わりませんと言っているわけです。事業費を補正しないわけですから、かかる経費も本来なら消える部分があるはずです。なぜ聞いているかと言いますと、その事業費は変わらないのに、財源が全て一般財源に振り返られるわけです。その部分についてはそうですか、ということです。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 委員のご指摘のとおりです。

【西村教育長】 よろしいですか。他にご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 3 号、令和 3 年度野洲市一般会計補正予算（第 11 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員です。よって、議案第 3 号は可決されました。

次に議案第 4 号、野洲市使用料条例等の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、議案書 20 ページをご覧くださいと思います。議案第 4 号、野洲市使用料条例等の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の野洲市使用料条例等の一部を改正することについて、意見を提出するものです。提出事由にありますとおり、行財政改革の一環としまして、全庁的に進められています使用料、手数料の見直しにつきましては、前定例会で触れていましたが、特定の方が行政サービスを利用し利益を受ける場合は使用料や手数料として、応分の負担を求めることにより、行政サービスを利用しない人との負担の公平性を確保するものです。

施設等の維持管理等に要する人件費や物件費等のランニングコストは利用者に負担いた

だくものとしまして、時間当たりの単価を求め、本来の利用者に負担いただくべき価格を算出し、改定をしているものです。ただし、見直し後の価格が現行料金から大幅に増額となるものにつきましては、改訂率の上限を 150%とした激変緩和措置を講じるものです。改定にあたりましての料金設定につきましては、基本的に 500 円以上のものにつきましては 100 円単位、500 円未満のものにつきましては減免を適用した場合を考え、10 円未満の端数が生じないよう 20 円単位で設定しているものです。

それでは、議案書関係資料 56 ページをご覧くださいと思います。野洲市使用料条例新旧対照表で主な改正部分について説明をします。左の部分が改正前で、右が改正後になります。改正部分につきましては、下線をプラスされる形で書いています。

まず、第 3 条の (3) です。通学バスにつきまして、児童 1 人につき、450 円から 600 円です。それにつきましては 1.5 倍をされています。500 円以上のものにつきましては 100 円単位ということで、600 円にまとめています。

次に下になります、別表第 1 の第 3 条関係で、1 学校運動場、体育館及び柔剣道場です。こちらの施設名で行きますと、小学校運動場で記載をしています。まず、午前の部ですが、改正前 200 円から改正後 300 円でして、それにつきまして 1.5 倍となります。

同じような形で午後または夜間、そして 57 ページになりますが、中学校運動場、また小学校体育館及び中学校体育館、野洲中学校柔剣道場とそれぞれにつきましても 1.5 倍とされています。

次に、その下別表第 3、第 3 条関係になります。野洲図書館です。こちらにつきましては、まず室名ですが、改正前につきましては会議室及びスタジオ、調整室としていたしましたが、この中の調整室につきましては、スタジオと一体ものですので、今回は削除させていただき、改正後をご覧くださいますと、工房室を新たに追加しています。今まで工房室が入っていませんでしたので、今回改めて追加をさせていただいています。会議室及び工房室、スタジオということで改正をさせていただきたいと思います。

そして午前の部で改正前は 300 円の利用料でしたが、改正後につきましては 400 円でして、こちらにつきましてはもともと会議室等の原価が 400 円少しでしたので、こちらは 400 円にまとめています。ですので、1.5 倍ではなく、原価に合わせた形で改正をしています。そしてスタジオにつきましては、据え置きとなっています。ホールにつきましては 1.5 倍としています。

次に、別表第 4、第 3 条関係の歴史民俗博物館の入館料です。58 ページを見ていただきまして、市外に住所を有するものということで、こちらの一番下の「上記以外のものとする」は、この大人になります。改正前、個人の場合です。200 円から 300 円への改定は 1.5 倍を適用し、団体につきましては、小・中学生、高校・大学生と同様、個人の 50 円引きを適用しています。

続きまして 61 ページをご覧くださいと思います。別表第 14、第 3 条関係の野洲市総合体育館についてです。貸し切り利用の場合ですが、利用区分で大アリーナの土曜日・日曜日・祝日のまずは午前の部ですが、改正前が 3,000 円から改正後 4,500 円で、1.5 倍になります。同じような形で午後・夜間・全日も 1.5 倍となっています。

続きまして 62 ページです。小アリーナ、柔剣道場につきましても、それぞれ 1.5 倍とな

っています。

63 ページをご覧くださいと思います。別表第 16、第 3 条関係の野洲市中主 B&G 海洋センターの体育館ですが、利用区分アリーナ半面では、午前の部で改正前が 600 円から改正後 900 円で 1.5 倍。午後につきましても同様に 1.5 倍となっています。

その下のプールですが、利用者区分で文言の修正をしています。まず、64 ページのちょうど上になりますが、改正前が 4 才以上の幼児、小学生及び中学生としていますが、改正後につきましてもは 4 才以上の幼児を削除し、利用者区分を修正しているものです。改正後は小学生及び中学生です。その下につきましても、改正前が 3 歳以下としていましたが、小学校就学前の者で修正しています。

続きまして、その下の別表第 18 の第 3 条関係です。なかよし交流館につきまして、利用区分、貸し切り利用につきまして、施設名アリーナでは改正前、1 時間につき 1,000 円から改正後 1,500 円ということで、1.5 倍にしています。その下の会議室兼サウンドテーブルテニス室、また個人利用につきましても 1.5 倍としています。

続きまして 69 ページをご覧くださいと思います。こちらでは、通園バスの使用料につきましてもの改定です。通学バスと同様に改正前 450 円から改正後、月額 600 円ということで、1.5 倍の金額を設定しています。

続きまして 80 ページをご覧くださいと思います。野洲市図書館条例の改正になります。先ほど説明をさせていただいた第 7 条ですが、こちらについての文言の整理をしています。調整室はスタジオと一帯のもということで削除し、代わりに今まで入っていませんでした工房室を追加しています。そして、下の第 11 条の使用料では、こちらでも文言整理で改正前が「図書館の会議室、スタジオ・調整室及びホール」で記載をしていましたが、整理をし、「会議室等の利用につき、そのうち有料とするもの」に整理をしています。

そして、議案書 29 ページに戻っていただきたいと思います。本条例の改正の施行日につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から施行をすることとしています。なお、通学バス、通園バスにつきましてもは、システムの関係から令和 5 年 4 月 1 日からの施行することとしています。また、総合体育館も令和 7 年に開催予定の国民スポーツ大会等のための館内改修を来年度行いますので、一時休館をしますので、改修後の令和 5 年 4 月 1 日からの施行することとしています。

そして飛びますが、報告事項を見ていただきたいと思います。報告事項の②と③ですが、こちらにつきましても行財政改革に係るものですので、説明をさせていただきます。まず、報告事項②の野洲市大学等修学奨励金給付要綱の廃止についてです。こちらにつきましてもは、令和 2 年度から日本学生支援機構の新制度が開始され、授業料免除制度の創設や給付型奨学金の支給拡充となったことから補助金制度を廃止するものです。国において市の制度より優位な制度に拡充になったものです。

そして、③通学用ヘルメット補助金では、ヘルメットの着用率が 100%定着し、ヘルメットの着用を促進する当初の目的が達成したことや、市外の中学校に通学する生徒には対象とならないことから公平性の観点で課題があり、行財政改革の推進の下で当該補助金制度を廃止すると判断されたことから、制度を廃止するものです。また、報告事項で改めてご報告をさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第 4 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 聞き漏らしたかもしれませんが、確認のために聞きます。関係資料の 59 ページになります。コミュニティセンターのところですか。ここだけは改正後の料金は下がっています。どのような理由でここだけは下がっているのか、お願いします。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 コミュニティセンターになりますので、所管は協働推進課になるのですが、詳しくは確認しないと分かりかねます。

考え方としまして、先ほど申しました賃金等の必要な経費をまず時間単価を出しまして、その金額と現行料金と比較し、経費に必要な額が大きければ 1.5 倍にします。ただ、その原価と呼んでいますが、1 時間あたりの経費、価格ですが、それが現行料金より安ければそこに合わせていく考えもあります。あとは近隣の状況等も加味し、行革のほうで判断をしている部分もあります。コミュニティセンターですので、所管外ということで大変申し訳ないのですが、正確な回答ができませんが、考え方としましては原価率が低いことも考えられます。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。所管外のところを聞いたので結構です。

【西村教育長】 他にご質問等がありますか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 どこがというわけではないのですが、根本的な質問になります。午前と午後で金額が違うのはなぜですか。夕方以降はたぶん電気等を使用するとか、いろいろそのような部分で発生してくると思いますが、その違いを教えていただければありがたいと思います。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 各所管の各施設それぞれ午前・午後で、もともと金額の差があった部分があります。その点は確認をさせていただきたいと思います。もともとの設定の根拠のところになってくると思いますので、確認をして回答させていただきたいと思います。

【西村教育長】 他にご質問等はありませんか。吉川部長。

【吉川教育部長】 今の午前・午後の判断ですが、確認を取るという答えをさせてもらいましたが、もともと 9 時から 12 時の 3 時間、そして 1 時から 5 時までの 4 時間です。使用する時間が違うのが要因だと思います。それと単価が下がっているという瀬古委員のご指摘ですけれども、詳細は分かりませんが、考え方としましては、運営していく上での経費がどのくらいかかると、料金もどのくらい支払われているかです。これまでずっと料金は据え置いているのがほとんどでして、これまでのツケがたまってきているわけです。今回は思い切って行財政改革をして見直していこうという流れですので、その辺も加味し、あまりにもその差が大きいものについては、上下 1.5 倍の設定になったように思います。

以上です。

【西村教育長】 よろしいですか。他にご質問はありますか。山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 料金改定については、施行が 10 月 1 日からで、年度途中からになるので

すが、この金額変更についての周知は事前にされるのですか。個人の場合は大丈夫かと思いますが、団体が使用される場合は年度途中ですので予算等に関わるかと思えます。多少の予備費はあるとは思いますが、1.5倍は結構大きいので、周知していただきたいです。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 周知の関係になりますが、今議会でこの条例の改正を提案させていただき、議決をいただきましたら、その後周知の徹底を図っていくところになるかと思えます。ですので、10月というのは、その周知期間となります。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。他に何かご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第4号、野洲市使用料条例等の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員です。よって議案第4号は可決されました。

次に議案第5号、野洲市余熱利用施設整備運営事業の事業契約の変更に関する意見について、事務局より説明をお願いします。小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の小山です。

議案第5号、野洲市余熱利用施設整備運営事業の事業契約の変更に関する議事について、説明をさせていただきます。

議案書31、32ページ、議案書関係資料は81ページになります。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約の変更につき、野洲市議会の議決を求めることについて意見を提出するものです。

野洲市余熱利用施設整備運営事業契約につきまして、本事業契約第70条に基づき、維持管理業務の物価変動により、1,378万4,756円を増額し、契約の相手方の野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社と契約額を26億5,399万5,586円に変更することにつきまして、民間資金等の活用による、公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、このことについて教育委員会として適正と認めるとの意見を提出しようとするものです。

本件の改訂方法は日本銀行調査統計局の企業向けサービス価格指数を用い、前回改定年の前年の指数の平均値と毎年10月に確定するその年の8月の数値を比較し、増減どちらでも3%以上の差がある場合に改定を行うことになっています。今回改定されます維持管理業務費の価格指数は、平成30年は1年間の平均値が101.63で、令和3年8月確報では105.3です。これにより3.6%増となるため、増額改定をするものです。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました議案第5号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 去年も同じことを聞きましたが、去年はもっと大きな数字だったと思います。世の中はコロナ禍の中にあり、物価も上がらず、給料も上がらずに、社会経済が停滞しています。ここだけは何故か毎年増額されています。思い出す意味で、去年何パーセ

ントだったのかを教えてください。今回は平成30年と比較をし、その差を計上しています。去年は何年と何年を比較したのかも含め、もう一度説明をお願いします。

【西村教育長】 小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 昨年度は運營業務サービスに関して物価変動があり、平成30年と令和2年を比較し7.6%増で契約変更をしています。金額は2,106万7,200円です。今回の場合は、維持管理業務サービスの中の警備保障業務を除く部分の変更でして、これまで改定はありませんでしたので、契約当初の平成30年契約時の指数と比べて変更をしているものです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうしますと、去年改定をした業務内容と今年改定をする業務内容が違うということですか。維持管理業務は、去年改定した業務の中に含まれていないという理解でいいですか。この業務は平成30年以降、一度も今まで改定がされてこなかったもので、今回は平成30年と変動率を比較しているのですか。

【西村教育長】 小山室長。

【小山スポーツ施設管理室長】 ご質問をいただいたとおりでして、維持管理業務の中でも部門が分かれており、警備保障や修繕、その他の維持管理費の部門に分かれています。それぞれで指数を比較する形になっています。昨年度は運營業務でしたが、今年は維持管理業務になります。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 そうしますと、去年の段階では3%を超えていないので改定条件に達しなかったわけですか。

【西村教育長】 小山室長。

【小山スポーツ施設管理室長】 指数を比較しまして3%を超えていないので、改定はされませんでした。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。では、他にご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第5号、野洲市余熱利用施設整備運營業の事業契約の変更に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員です。よって、議案第5号は可決されました。

次に、(2)協議事項に移ります。協議事項1、令和4年度野洲市教育委員会定例会の開催予定日程について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課の鎌田です。

協議事項1、令和4年度教育委員会定例会の開催予定日程について、説明をします。

お手元の協議事項の資料を準備してください。めくっていただきまして1ページ目になります。令和4年4月以降の定例会日程案です。曜日は水曜日、時間は午後1時半からを基本として作成しました。市議会の日程を勘案して作成していますので、3月の市議会の日程等が確定し変更する必要がある場合などは、またその都度ご相談をさせていただくことになると思います。

以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました協議事項 1 について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。協議事項 2、野洲市学校施設長寿命計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課、鎌田です。

協議事項 2、野洲市学校施設長寿命化計画（案）について、説明をします。

協議事項 2 ページからご覧ください。野洲市学校施設長寿命化計画概要版の案になります。第 1 章、背景・目的等です。2 目的ですが、本計画は平成 26 年 3 月に定めました野洲市小中学校施設保全計画、以下、保全計画と言わせてもらいます。それを改定するのに合わせまして、今後の適切な予防保全による長寿化を推進するとともに、財政負担の平準化を図ることを目的としまして、策定をいたします。

3 計画期間ですが、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間です。対象施設は小学校及び中学校の校舎、体育館、柔剣道場を対象とします。プール施設と小規模な建物は対象外とします。

3 ページ目をご覧ください。第 3 章、学校施設の実態ですが、中段の (3) 施設の保有量ですが、校舎などは築年数 30 年以上の建物が全体の約 64%を占めています。また、プール施設は 1 校を除きますと、全てが築 30 年以上、以降は 45 年に係るようなものがあります。

4 ページ目をご覧ください。(4) 今後の維持・更新コスト従来型ですが、文部科学省のシステムに基づいて試算をしますと、従来の改築前提で施設の改修なりを続けていきますと、今後 40 年間のコストは 306 億円となります。こちらのほうは、建物の築年数などを入れますと自動的に出てくる形になっています。また、プール施設の更新コストは、1 つの改修を 9 つの小中学校で行う形で 11 億から 17 億かかる試算を持っています。

2 の学校施設の老朽化状況の実態ですが、こちらのほうは評価の結果、健全度という評価指数になります。そちらが低くなりましたのは、北野小学校の校舎棟、中主中学校の本館、そして祇王小学校の本館、北館、南館となりました。プール施設におきましては、また別途在り方を検討していきまして、施設の整備方針を決定したいと考えています。

5 ページ、第 4 章の基本的な方針等ですが、1 学校施設の規模、それから配置計画につきましましては、現状あります小学校 6 校、中学校 3 校の維持をしていきたいと思っています。

2 改修等の基本的な計画は、今後、予防保全的な改修を実施することにより、改築、建て替えから長寿命化による改修を基本と考えていきたいと思っています。

第 5 章の施設整備の水準等です。築年数は 20 年目に大規模改修で現状の回復を行い、築 40 年目に長寿命化、機能の向上を図るような改修をします。次のサイクルで行きますと、築 60 年目には大規模改修をし、また現状の回復を図っていくイメージで、躯体の持つ想定年数 80 年まで使い続ける検討になります。

6 ページ目をご覧ください。第 6 章、長寿命化の実施計画です。(2) の実施計画で、今後 10 年間の長寿命化改修の実施計画を以下のとおり表に示しています。優先順位を勘案し、順次進めていきたいと考えています。中主小学校は現在取りかかっているところですが、

北野小学校、中主中学校、祇王小学校、そしてその他としまして通常の維持修繕、また空調設備の改修という計画を持っています。

7 ページになりますが、長寿命化のコストの見通しとしまして、今後 20 年間の施設関連経費を平準化してありますので、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間における施設関連経費が 1 年当たり 7.8 億円となる見込みです。長寿命化をすることにより、結果、ライフサイクルコストを縮減することができます。また、改修等の優先順位に基づき長期的な計画を立てることで、施設関連経費を平準化します。そして財政的な負担を軽減することで、効率的な施設の維持管理を行うことができます。

最後の第 7 章では、継続的な運用のフォローアップについて述べています。全編はページが 23 ページの協議事項 2 の別冊という形で案を作成しています。

概要版の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項 2 について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。協議事項 3、野洲市幼稚園・保育所施設整備等実施計画の改定について、事務局より説明をお願いします。駒井次長、お願いします。

【駒井教育部次長】 幼稚園教育担当次長の駒井と申します。よろしくお願いいたします。

8 ページをご覧くださいと思います。野洲市幼稚園・保育所施設整備等実施計画の改定につきまして、本市におきましては、令和 3 年 4 月に多数の待機児童の伸びがあったことから、今の第 2 期子ども・子育て支援事業計画、つまりマスタープランの期間中でございますが、それにつきまして、小規模保育事情の実施を新たに取り組む改定を行ったところ です。

本日協議します改定につきましては、ただ今申し上げた第 2 期子ども・子育て支援事業計画、マスタープランの実施計画である、本幼稚園・保育所施設整備等実施計画を、令和 3 年 4 月のマスタープランの改定内容を踏まえまして、改定しようとするものです。合わせて、既存計画に記載があります、幼保一元化の考え方についても再精査し、この内容を一部改めようとするものです。

改定計画の発効期日と年限につきましては、令和 4 年 4 月から発効させていただきたいと考えています。また、施設整備などの大きな財源が伴う事業につきましては、市総合計画実施計画と整合を図るべきことから、結果、年限につきましては令和 5 年度までと考えています。

本実施計画改定の成案までの流れですが、本来は実施計画ですので、執行部のほうで内部的に改定をするものが多いのですが、認定こども園化の推進ですとか、次期計画で事案にしようと考えています、野洲第三保育園と野洲幼稚園の在り方に関する内容を、この実施計画で触れようとしていることから、マスタープラン同様の流れで改正したいという考えです。

すでに庁内調整を 1 月末から開始し、本日の教育委員会のほうで報告させていただいているところです。併せて、関係者等への説明を行いまして、2 月 17 日の市議会全協に執行部案として提案をしたいと考えています。その後、市議会等での議論を経まして、3 月に入りましたら修正をほどこしたものを庁内で調整し、最終、市長決裁、3 月末の市議会全

協で報告したいと考えています。

内容につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

10 ページをご覧くださいと思います。第 1 項、この計画の趣旨となりますところは、ただ今申しあげましたので割愛させていただきます。

第 2 項、今日までの経緯としまして、幼保サービスの利用ニーズが大変高くなっていることと、今日における各園の地域社会における役割が向上しているとした上で、平成 21 年度の施設更新以来、6 つの幼・保育園を 4 つのこども園に直営により新設、統合していった事実のほか、昨年度のマスタープラン改訂により、小規模園事業を導入するに至った経過までを示しています。

第 3 項、現状及び問題点のところについては、5 つに集約して掲げています。(1) はこれまでの取り組みにより、市立各園の施設の改修は、現状、おおむね達成されたとなっているわけですが、まだまだ老朽化により、改築が必要となる施設が順々に控えており、対策の検討が必要であるということです。(2) は、カリキュラムの問題で、幼保のカリキュラムは既に統一されていることから、市内では幼・保で同じ教育・保育内容が保障できるようになっています。

(3) では、北野、野洲学区におきましては、ますます保育需要が見込まれるということから、教育・保育サービスを確保していく必要があることを申しあげています。

次のページで (4) です。保護者の就労ニーズが依然向上していきまして、保育士不足により未満児を中心として待機が相当数生じることを申しあげています。

(5) では、延長、長時間保育などのサービス内容へのニーズもかなり高まっていることを申しあげています。

次に第 4 項、計画の基本事項です。ここでは、本計画が事業の具体化におきまして順守すべき事項を、この実施計画の依り辺というところの子ども・子育て支援計画ですとか、教育振興基本計画の中で定めている方針をもって 4 つ定めています。

1 つ目は、安易に施設の増数を図るのではなく、利用勧奨を十分に行い、保育ニーズの量を精査してから施設整備を計画していくことです。

2 つ目は、公立園の整備を市が考えます前に、民間事業者による確保の可能性を先に考えていくことを申し述べています。

3 つ目は、それでも公立で整備をする場合につきましては、合併特例債はもう既に野洲市では起こせないで、その他同様の小さな財源で整備できる方法をリサーチする必要があります。ことを申しあげます。

4 つ目には、施設関連の状況など、地域事情を尊重しながら可能な限り幼保一元化を進めることを申しあげます。

第 5 項では、その幼保一元化につきまして 3 つの事項を掲げています。まず、野洲市における幼保一元化の基本的方針としまして、地域事情や民間の状況を考慮しながら、可能な限り幼保一元化を進めることに加え、法で定める認定こども園に切り替えていく考え方を示しています。

次に 12 ページです。基本的方針の充実支援に向けた取組を進めるために、課題としまして、幼稚園と保育園の保育時間を結果的に統一することで、真の一元化とニーズの適応が

かなうということから、それを旨とするを述べていることと、(2)に該当しますが、認定こども園とした場合は管轄が市長になりますので、その際の教育委員会関与の方法が地教行法に定めていることから、教育委員会と市長との間で、調整を十分に行うということです。

13 ページの上の辺りです。3 の移行完了の目標時期といたしまして、令和 4 年度に制度検討、訂正をしまして、令和 5 年度から今あります 4 つのこども園と称するこども園を順次「認定こども園」にしていきたい考え方を申し上げます。

第 6 項には、施設整備計画と題しまして、幼保施設の整備などについて方針を整理しています。概要としましては、まず、現時点の当面の課題としまして、三上こども園の駐車場整備、野洲幼稚園と野洲第三保育園の老朽化を掲げています。そして(2)で、その整備の計画内容について述べているところです。三上こども園の駐車場につきましては、工事入札の関係で工事が遅れまして、来年度中の早い段階で事業完成を図る見込みとなっています。そして、野洲幼稚園と野洲第三保育園につきましては、令和 4 年度から運用を開始する小規模保育事業につきましては、令和 4 年度中に保護者等評価を基に事業検証を行いたいと考えています。

また、令和 6 年度の開業見込みの民間認可保育所の参入可能性促進も見通して考えています。野洲幼稚園と野洲第三保育園につきましては、どちらも野洲市の中心市街地という施設経営上のスペックが高い地域にあることから、今後の在り方につきましては、先ほど申し上げましたような民間保育事業者の参入などの可能性検証の結果を斟酌しながら検討したいと考えています。こういったことを令和 7 年度からの第 3 期野洲市子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべく、令和 5 年度中の方針決定を目指したいと考えているところです。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項 3 につきまして、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 8 ページのところですが、2 月 16 日教育委員会に報告となっていますが、今、これは協議事項として聞いています。この案件は報告されているのか、協議されているのかどちらですか。

【西村教育長】 駒井次長。

【駒井教育部次長】 申し訳ありません、どちらとも協議に訂正をしたいと思います。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。他にご質問等はありませんか。

ないようですので、次に移ります。協議事項 4、野洲市文化ホール 3 施設の集約検討について、事務局より説明をお願いします。中川館長、お願いします。

【中川野洲文化ホール館長】 文化ホールの中川です。

それでは私のほうからは、協議事項 4 ということで、別冊になっています野洲市文化ホール 3 施設の集約化検討書素案というものと、資料編の 2 つのほうから入りますので、よろしく願いいたします。

それでは素案からになりますが、めくっていただきまして目次のところです。すみませんが下の資料編のところの修正をお願いします。まず、資料 1 ということで、別冊に付いている、野洲市公共施設の在り方というところが資料 1 になります。その後、個別施設計

画が資料 2、施設の状況が資料 3、スケジュールが資料 4 となります。申し訳ないですが、そちらの修正をお願いします。

それでは検討書の素案のほうからですが、1 ページです。経緯としまして、野洲市の文化施設は野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホールの 3 つの施設です。野洲文化ホールは小ホール 100 人、大ホール 1,000 人、小劇場は 300 人、さざなみホールは 500 人という、この 100 人から 1,000 人の 4 つのホールを管理運営し、その中で文化振興を図ってきたところですが、しかし、どの施設も築 30 年、40 年近く経っていますが、施設の改修等は行われておらず、既に老朽化も進んでいます。そういうことで、まとまった費用が必要になってきます。それと、合併により重複しているホール機能を効率的に運用するため、平成 31 年 3 月に策定されました「野洲市公共施設のあり方」で、施設の集約化の方向性が示されています。このことから、3 つの施設を 1 つの施設に集約するというところで、検討を進めるものです。

施設の概要等を 1 ページに示しております。2 ページにいきまして、それぞれ 3 つの施設の特徴と利用形態です。野洲文化ホールは駅前で 1,000 人規模の施設ですので、県内外からも様々な利用がたくさんあります。また、鑑賞型事業を行っているのが大きな特徴です。利用形態としましては、鑑賞型事業の貸館を中心に行っているのと、コミュニティセンターやすとの共用施設になっているところが特徴です。

続きまして、文化小劇場は駅前の立地の良さと、300 人規模の多目的な利用ができるホールとなっており、様々な利用があります。県内外からの利用が多くあります。施設の利用形態としましては、貸館のみです。それとコミュニティセンターやすのホールの役割も担っていることがあります。

さざなみホールについては、ホール以外に多目的ホール、会議室等の諸室を持った複合施設となっており、特に市民の文化芸術団体が定期的に利用され、市内のそれぞれの事務局を持つ団体が活用されており、いろいろな形態で利用されています。主催事業の音楽教室と貸館が中心の利用形態となりますのと、避難所に指定をされています。

3 ページから、施設の利用状況等です。利用人数については、施設の規模により野洲文化ホールが一番多くなっていますが、近年コロナの影響で激減しています。それぞれの今後のグラフになりますが、でこぼこの大きい部分については、一定数の注釈を入れています。

4 ページは施設の利用率です。小劇場が一番使い勝手がよく、利用率が高くなっています。文化ホールも駅前ということで利用率が高くなっています。

5 ページが市内利用割合でして、文化小劇場、さざなみホール、野洲文化ホールの順番で市内の利用が多い順番になっています。

続きまして 6 ページです。それぞれの施設の利用状況で、ジャンル別の割合です。施設によりいろいろ特徴があります。野洲文化ホールは、やはり文化芸術祭等の総合的な催し物でたくさん使われています。文化小劇場は 300 人のスペースということで、様々な利用が多く、その他利用が多くなっています。さざなみホールは、定期的に活動をしている団体等があり、音楽活動で使われている利用が非常に多いです。

続きまして 7 ページになります。今申し上げましたジャンル別の中にその他の項目がどの施設も多くなっていますので、その他について少し分析をしてみました。野洲文化ホー

ルにつきましては、式典や講演会等を駅前の 1,000 人規模ということで使われています。それと、注釈を入れていますが、訓練受講のところで、こちらはコミュニティセンターやすを活用し、就職の採用試験などの訓練ガイダンスが行われています。県内からたくさん来られますので、その待合会場として使われています。これは毎月利用されています。文化小劇場はセミナーや研修会、健康診断などでも使われています。そして、その他が多いですが、これは市の関係課の利用や確定申告、コミュニティセンターやすのホール機能もありますので、地域のサロンなどでも活用されています。さざなみホールは式典やセミナー研修会等で、様々な利用があるという特徴があります。

8 ページは今申し上げましたその他の利用割合ですが、先ほどの全体の利用割合と同じように文化小劇場は一番市内利用が多く、野洲文化ホールは市外利用が一番多いとなります。

9 ページ以降からは施設の収支状況です。こちらでも施設の規模に応じて収入の多い少ないがあります。まず施設の使用料収入ですが、こちらでもコロナの影響で年々収入は減少しています。

続きまして 10 ページです。文化振興事業収入、こちらは野洲文化ホールとさざなみホールだけで行っております。主に音楽教室等の受講料収入となります。野洲文化ホールでの鑑賞型事業は、最近では共催事業で行っていることが多いですが、29 年、30 年度には買い取りで興行を行いましたので、その分で買取興行によるチケット収入が多かったため、その 2 年間は収入が多くなっています。近年コロナの影響で受講者等が少なくなってきましたので、収入も減少しています。

11 ページは総収入です。先ほどの使用料収入と文化振興事業収入で、それ以外ではその他収入として、チケット販売手数料や野洲文化ホールだけですが、ネーミングライツ料があります。そして自動販売機の収入等を足したものが総収入となります。こちらにつきましても施設の規模により違ってきますが、近年コロナの影響で少なくなっています。

続きまして 12 ページからが支出の部です。(4) 施設管理運営費です。こちらは人件費は除いています。これも施設の規模により当然かかる経費が違いますので、野洲文化ホールが一番多くなっています。ただ、野洲文化ホールと文化小劇場は一体で管理をしており、予算価格も同じですので、なかなか正確に分けることができませんが、施設の座席数で按分し、算出しています。野洲文化ホールは 1,000 の大ホールと 100 の小ホールを足して 1,100、文化小劇場は 300 の形で按分して出しています。ただ、修繕料や大きな工事要因等の改修があった場合は、文化小劇場へ振っています。令和 2 年度につきましては、文化小劇場のグラフが高く上がっていますが、こちらは空調設備の改修を行ったためです。

13 ページ、施設の老朽化もありますが、改修等が行われていないことが見て取れますので、修繕料・工事請負費について近年をグラフにまとめてみました。3 施設とも大規模改修は行われていませんし、項目のついているところだけグラフが大きく伸びています。平成 27 年の野洲文化ホールとさざなみホールでワイヤーロープを取り替えるときには、修繕料が多くついています。文化小劇場は、先ほどお話ししたように、令和 2 年度に空調を改修しましたので、そのところだけ支出が高くなっているグラフになります。

続きまして 14 ページ、文化振興事業費の支出です。文化振興事業は野洲文化ホールとさざなみホールのみで行っています。主に教室講師の謝礼金等になりますが、先ほどお話し

たように、野洲文化ホールが平成 29 年、30 年に買取興行をしましたので、その分で支出が多くなっています。

15 ページは人件費になります。人件費は年々高くなっていますが、こちらはグラフの下に在籍職員数が書かれていますが、これは年度末に所属していた人数です。途中退職や 3 月に退職した出入りがありますが、年度の最後に在籍していた人数で表しています。例えば令和元年、令和 2 年が 10 人となっていますが、その 10 人で 3 施設を一体管理していますので、誰がどこの施設の担当ということにはなっていません。その中で、さざなみホールは常時 2 名です。年度末の 2 人分をさざなみホールに、野洲文化ホールと文化小劇場は一体管理になりますので、こちらも明確に分けることができないため、人件費も先ほどの支出と同じように座席数 1,100 と 300 で按分して算出しています。

16 ページが総支出になります。先ほどの文化振興事業費と管理運営費、人件費を足したものになります。これは見ていただけますように、施設の大きさにより違い、何度もお話ししますが、文化小劇場は令和 2 年度に空調を改修しましたので金額が高くなっています。

17 ページが収支差額になります。こちらはマイナスが多ければ下にグラフが下がってきますので、野洲文化ホールですと収支で年間約 5,100 万円のマイナスです。文化小劇場で約 1,400 万円、さざなみホールで約 2,500 万円のマイナスになっています。

続きまして 18 ページからが第 2 章、施設の課題です。施設整備の課題を挙げています。19、20 ページも一緒にご覧ください。19、20 ページに個別施設計画の中から改修が必要な項目について挙げています。それに関わる経費等も入れています。どの施設も大規模な改修等を計画的にしていまないので、多くの施設改修が必要になってきます。20 ページに行きますと、それぞれの改修に必要な費用が出ています。野洲文化ホールですと約 10 億 6,000 万円、文化小劇場で約 3 億円、さざなみホールは約 5 億 3,500 万円が必要になります。そちらの計画にありますように、それぞれの施設に必要な優先順位を付けています。A が最優先、以下 B、C の順番で改修が必要となり、定めています。

21 ページ第 3 章、公共施設のあり方です。別冊資料 1 についています、野洲市公共施設のあり方が真ん中の下のほうに抜粋しています。別冊資料では 10 ページになります。野洲市の公共施設総合管理計画が平成 29 年 3 月に示されまして、そちらで野洲市の公共施設の施設量を数値化し、今後人口の減少化や財政的なことから持ち続ける施設のあり方等について、野洲市公共施設のあり方第 1 期、2019 年から 2026 年というのが策定されました。その中で文化施設としましては、事業サービスの集約化を複合化するものとなっています。施設の老朽化があり、今後、大規模な改修に経費が必要になります。施設の集約化・複合化の理由としましては、合併により重複しているホール機能について効率的な運用を図るため、集約化を行うことが示されています。

そこで、22 ページからが第 4 章になります。施設の集約について述べています。考え方としましては、施設の管理運営費にかかる費用や経済的なことが出てきます。それと、文化振興に関する部分で見ていく形になります。

まず施設の維持管理です。先ほどお話ししましたように、野洲文化ホールで約 10 億 6,000 万円、文化小劇場で約 3 億円、さざなみホールで約 5 億 3,000 万円程度の改修費用が必要になります。そして年間の維持管理としまして、野洲文化ホールでは約 5,100 万円、文化

小劇場で約 1,400 万円、さざなみホールで約 2,500 万円の年間経費の負担が出てきます。そのようなこともあり、これらを 1 つにすることにより、経済的な負担を軽減することになります。

そこで、それぞれの施設に集約をした場合の効果としまして、野洲文化ホールに集約をした場合は、文化小劇場とさざなみホールの年間運営費と改修費用が不要になります。そこで年間経費が約 3,800 万円、改修費がさざなみホールと文化小劇場の費用を足すと約 8 億 3,000 万円軽減できます。次に、文化小劇場に集約した場合は、野洲文化ホールの年間経費とさざなみホールの年間経費及びその 2 つの施設の改修費用が軽減されますので、年間経費で約 7,600 万円、改修費用で 15 億 8,600 万円が効果額として見込まれます。さざなみホールに集約した場合は、野洲文化ホール分と文化小劇場分がそれぞれ権限に有効となりますので、年間 6,600 万円、改修費用として約 13 億 5,000 万円が効果額として見込まれます。こちらにつきましては、人件費は現状のままで考慮はされておられません。

続きまして、文化振興については、野洲市の総合計画及び野洲市教育振興基本計画の中でうたっていますが、特にその中で芸術文化の振興の中で鑑賞と創作の両面から市民の文化振興を図る機会や環境整備をしていかなければならないこともあり、鑑賞型事業が行えるホール機能の存続が必要と考えます。

そこで第 5 章としまして、集約案の検討で 3 つの案を示しています。それらについてのメリット・デメリットを示しています。A 案としまして、野洲文化ホールに集約した場合の大きなメリットは、駅前で 1,000 人規模のホールがあることで鑑賞型事業等が継続的に進められ、文化振興面で非常に大きなメリットになります。しかしデメリットとしましては、年間経費が最も大きく、さらに施設改修に大きな金額がかかりますので、財政的な負担が大きくなります。B 案の文化小劇場に集約した場合は、多目的なホールで非常に利用も高いことと、管理運営費、さらに改修経費が最も小さく財政的な負担がかからないという大きなメリットもあります。しかし、その反面ホール機能が不十分で 1 つの施設で 300 名の部屋しかありませんので、文化振興等ではマイナス面が大きくなります。C 案のさざなみホールに集約した場合の最大のメリットは、大ホール以外にも多くの諸室を持っていますので、唯一の複合施設です。こちらは 1 つの施設で様々な文化振興等を継続することが可能になります。しかし、最大のデメリットはアクセスの悪さでして、路線バスも土曜日は少なく日曜祝日は運行がないため、アクセスの悪さが最大のデメリットになると考えています。

25 ページの下、先ほど施設の改修に必要な経費が野洲文化ホール 10 億、文化小劇場 3 億、さざなみホール 5 億 3,000 万円とありました。その経費につきましては、改修の見込額でどのようにするのかという中で、起債の部分がありますが、特にさざなみホールについては避難所に指定されていることがあり、交付税算入の有利なものが活用できることとなりますので、26 ページにもその辺りの試算が出ています。

26 ページの真ん中から下のほうですが、集約すればどの施設も除却にかかる費用はどのくらいかを見込んでいます。令和 3 年に行いました温水プールの解体と工事費の 8 万円を単価で延床面積で掛けており、それぞれの施設で算出しています。

次に 27 ページです。施設を集約したあとのことで、跡地の利用をどのように考えるかです。野洲文化ホールと文化小劇場を除却した場合です。(1) については、野洲駅南口周辺

の整備構想の中で D ブロック文化スポーツのところに位置づけられています。中・後期では、令和 10 年から整備となっています。それにつきまして、野洲市としては今後どのような都市機能が駅前に必要かを検討する必要があると思われまます。そして、野洲文化ホールと文化小劇場については、コミュニティセンターやすとの共有部分、ホール機能を補っていますので、そのことについては今後併せて検討していく必要があると考えています。

さざなみホールを除却した場合は、市街化調整区域になりますので、跡地の利用目的が限定されてきます。公共施設の再利用地が考えられます。ただし、民間利用として地区計画に位置付けることにより、開発は不可能ではないです。

そこで、これまでの利用者数や収支を勘案しまして、集約案ということで評価・検討をした結果です。3 案を文化振興の面、財政的な面、そして施設利用面から見まして、1 位、2 位、3 位と順位づけをしました。1 位が 3 点、2 位が 2 点、3 位が 1 点で示しています。A 案が野洲文化ホールに集約する場合、B 案が文化小劇場に集約した場合、C 案がさざなみホールに集約する場合でそれぞれ点数化し、合計点数を出しました。A 案野洲文化ホールは 13 点、B 案文化小劇場は 14 点、C 案さざなみホールは 15 点という結果になりました。

そこで 28 ページになりますが、この点数の評価はそれぞれの施設は当然規模の大きさや目的等が違うこともありますので、有利・不利があり大差ありません。ただ、集約を検討するにあたり、やはり財政面の負担のことで文化芸術振興の部分を考えますと、ホール機能を一定持っている、鑑賞型事業のできる・できないは大きなポイントになります。さらに行財政改革の視点から、財政の支出と今後の除却のことなどをそれぞれ勘案していきますと、C 案のさざなみホールに集約することにつきまして、最後に書いてあるように、今まで 3 施設で行ってきた文化振興を同じように継続することはできません。その中で 1 つにすることはやはり複合施設であり、1 つの施設で一定の文化振興が保てるのが大きなメリットとなります。それと、一定規模でホール機能がしっかり整っており、固定座席もありますので、規模は変わりますが鑑賞型事業も引き続き継続が可能ではないわけです。

最後に、施設の改修等につきましては、起債の部分で有利な部分もあります。そのようなことから考えますと、財政的な負担の軽減も図れるのではないかと考え、検討の結果、さざなみホールに集約をしていきたいというのが案です。

続きまして、資料編は簡単に触れます。資料 1 はあり方です。10 ページに集約のことが書いてあります。資料 3 はそれぞれの施設の状況、改修の必要なところなどを写真でピックアップしています。最後、資料 4 はスケジュールです。37 から 38 ページです。本日このことについて協議をいただき、ご意見等を集約し、来年度に掲げていきたいと思ひます。その後、パブリックコメントを進めていくことを考えています。市議会でもパブリックコメントをするということ、自治連合会等にも説明をし、5 月にパブリックコメントを実施していきたいと思ひます。その結果を踏まえまして、教育委員会定例会で報告し、議会定例協議会でも報告をさせていただきます。それで成案にしつつ、12 月に条例改正を進めていくスケジュールでいきたいと考えています。

それに付随しまして、閉める施設については施設の受付を終了後、12 月をもちまして、令和 4 年度 1 月からは受付をしないということで進めていきます。また、残していくさざなみホールについても、令和 5 年 4 月からは受付を行わないということで進めていきます。

令和5年度の12月末をもって野洲文化ホールと文化小劇場は閉館となります。

38ページ、さざなみホールについては令和6年度から改修工事に入る予定です。一応、工事期間については概ね1年程度を見まして、集約化した施設のさざなみホールは令和7年4月にオープンというスケジュールで考えています。

少し速足になりましたが、以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項4について、ご質問等ありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 詳細にわたって検討をしていただいた努力に敬意を表します。この問題は冒頭にも書かれていますように、中主町と野洲町との合併の後始末をどうするかは1つではないかと思うのです。さまざまな観点から検討をし、その結論として、さざなみホールを残すという結論ですが、そう簡単にはいかない案件ではないかと思えます。ここは政治的な動きになるのではないかと思います。これは、どの結論を出したところでみんなが賛成する話ではないのです。今日配られたパブリックコメントの結果を見ましても、それが窺えます。この件については、ここで結論がまとまる話ではないと思います。13、14、15という点数評価も微妙です。今後、議会でも議論が活発に行われるべき懸案事項ではないかと思えます。

以上です。

【西村教育長】 では、続きまして山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 この莫大な資料を準備していただき、それについてそれぞれ検討をされるのは大変だったと思います。その中でどうしてもこれを集約するのであれば、素人なりにこの案になるのかなと思いつつ、教育という観点で2点お尋ねします。

1点目は、発表の場に関してです。資料27ページにありましたが、学校関係で考えますと市音楽会や定期演奏会、特別支援学級児童生徒がお別れ会も兼ねた発表等があるかと思えます。児童生徒だけではなく、担任引率、あるいは保護者の参観等も含め、さざなみホールになった場合、人数的に対応が可能なのでしょうか。また、その場合、中主以外は全てバスでの送迎が必要になるかと思えます。そこも含めて対応が可能でしょうか。併せて、38ページの案を見ますと、令和6年度に関してはもうどこも貸出をせず、改修なり解体に入ってしまう。そのような発表の機会は一切市内でできないことになってしまいます。これが少しづらせないのでしょうか。

2点目は、先ほどの説明でも、野洲学区のコミュニティセンターの役割にも触れられていました。市内の子育てサロンを主任児童委員、民生児童委員たちがしている中で、野洲学区以外は全部コミュニティセンターの大ホールを会場としています。野洲学区は小劇場や、コロナ以前はこども園、幼稚園に出向いて実施をされています。集約化を進めていくにあたり、コミュニティセンターやその役割の場所がないと、子育てサロンすら実施していけないという課題が残ります。そこも検討していただいているとは思いますが、いかがでしょうか。

【西村教育長】 今のに対して何か答えられますか。吉川部長。

【吉川教育部長】 吉川です。ご意見ありがとうございます。まず、学校の学習発表ですが、全ての野洲市内の児童生徒は1学年大体500人程度と考えています。さざなみホー

ルは 500 人の収容です。ただ、いろいろな使い方をしますので一概には言えませんが、学校だけではなく、社会教育、生涯学習の面から考えますと、さまざまな団体が利用するホールです。詳細は分かりませんが、今までの利用の実態を考えますと、大体さざなみホールの規模で収まるのではないかという見解です。

それとバスですが、学校教育の場面で考えますと、さざなみホール、野洲文化ホール、それぞれ移動しようと思うと何らかのもので移動しなくてははいけません。市内にあればどこでも、自分のところの隣にあるホールに対しても移動をしないとはいけませんので、それは条件は同じなのです。

それとコミュニティセンターと併設ですが、確かにご指摘のようにコミュニティセンターやすのホール機能の小劇場があります。集約化に伴い、コミュニティセンターの課題も出てきました。もともとコミュニティセンターやすは、今の既存の施設を使うということで、野洲学区の方にはご了解いただいている形です。本来であればきちんとした土地を提供し、新しい施設を建て、そこを利用するわけです。他のところでもそうなのです。野洲学区だけは小劇場をそのホール機能として使っているという少し特殊な事情があります。そう考えますと、コミュニティセンターやすの今後をどうするのかという課題も含め、平行して検討をしなければいけないこともあります。

そして、令和 6 年度の場面ですが、3 館とも解体したり閉館をしたりするので使えないわけですが、それはスケジュールの組み方次第で解決ができると思います。例えばですけれども、残す施設を改修する間は、これまで使っていた施設をもうしばらく使うことも考えられます。ここは修正が可能だと思います。山崎委員のご質問はそのようなことになります。

瀬古委員のご意見をいただいた件ですが、確か合併をしてから時間がたっており、地域ごとの思いもあります。その当時のランドマーク的な施設になりますので、簡単にこれを集約化するのなかなか難しいというのは認識しています。ただ、これまでから老朽化もしていますし、このままずっと今の状況が続けられるかと言いますと、そう基準ではいかならないのです。実際に先ほどの資料にありましたように、収支の観点で 3 つ合わせるとかなりの額になりますので、そこは財政的に負担がかかっているのは事実です。改修しましたらもっと大きな負担になってきますので、それを考えますと 1 つの案として検討をし、こういう提案で出させていただき、そこで議論いただくのが狙いです。そこで教育機関含め市民の方、近隣の方もどういう結論を出していくのかという議論も、これが原点になればという思いです。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 先ほどの全体の感想を申し上げますと、野洲文化ホールを残すことを考えますと、1 つは今の野洲文化ホールを利用される方が地域的にどのような割合になっているかです。JR 野洲駅に近いですから、近隣市町の方が来られる方がどういう割合になっているのか、1 つお聞きしたい。

そして、県庁前にあった滋賀会館を廃館するのにものすごいエネルギーが必要でした。それを思い浮かべると、滋賀会館もそうでしたが、野洲文化ホールも非常に古いタイプの

ホールです。それを単に同じものに改修しても、今の時代に合うものにはならないと思います。

さざなみホールを残す場合も、やはりアクセスの問題があります。誰がそこへ足を運ぶのか。この3つの中では著名な建築家による斬新なデザインですが、多様な芸術鑑賞やイベントに対応できるのかということもある。どちらを選ぶにしても難しい課題があるという感じがします。

以上です。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 吉川です。ご意見ありがとうございます。そのとおりだと思います。確かに野洲文化ホールができた当時の背景ですが、文化ホールは昭和58年にオープンしています。当時は県内、この近隣に守山市民ホールもございませんし、栗東市のさくらホールもございませんし、それまでは当時の皆さんは、京都や大津のホールなど、そこまでのいろいろな文化や芸術鑑賞やコンサートなどを歴任したホールです。ところが、野洲の駅前にできたことにより、そのような演奏される方や提供される方から来ていただきます。そのような面がありまして、近隣付近の需要も充実してきましたし、何より、先ほどお話をしました、滋賀県のびわ湖ホールの観点で県内でも立派なホールが完成しています。そのような状況も考えますと、市民がどのレベルのホール、あるいはみんなが集まり、1つの公演、文化芸術に繁栄する場面をつくれるのかを考えないといけないと思います。

もう一つは、今のホール、小劇場を使い活動をしている社会教育関係団体の皆さんのご意見もいりますので、簡単にはいかないわけです。繰り返しになりますが、そのような認識は思っています。

以上です。

【西村教育長】 他にご意見はありますか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 10日ほど前になりますが、野洲文化ホールの小ホールに研修で伺いました際に、恐らく60～70代の方が、お手洗いに関してとても不便さを感じられていました。その姿を拝見しますと、先ほどからご説明いただきましたとおり、バリアフリーの面で言いますと、改修するのもとても難しいことだと思います。そういう点ではさざなみホールは、まだ一番適格なのかと感じます。先ほどからおっしゃっているとおり、やはり市内の中でも端にあります。学校関係の際はバスの利用が可能だとおっしゃっていましたが、実は、私自身は自営をしております週末は駐車場にいつも立っています。比較的中主学区の中でも駅に近いところがありますが、タクシーでお越しいただくか、徒歩だとその場所でも40分かかっています。市外の方はもちろんですが、市内の遠方の方で車を利用されない方は、やはり市営のバスが必要になります。今年の10月からは土日、祝日は近江バスが走っていませんので、何らかの形でさざなみホールまでアクセスできるバスは必要になってくるのではないかと思っています。ご検討いただきたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、どの施設を残すか、それぞれ一長一短があります。さざなみホールに集約しました場合は、他市、あるいは他府県

からお越しになり、利用されるケースが考えられますので、そういうことも経費の中に含め、検討をしなければならないと思います。

バリアフリーですが、ご指摘のとおりでして、野洲文化ホールは階段を下りて男女のトイレがありますので、これから高齢人口がもっと増えていく中では、少し大変な施設になります。直そうとしますと、根本的に直さないといけませんので、先ほど瀬古委員からもご指摘がありましたけれども、さまざまなところを改修していこうとしますと、ここで示している金額では収まらないことも考えられます。

以上です。

【西村教育長】 他にどうですか。本田委員、どうですか。

【本田委員】 本田です。非常に難しい問題だと思っています。今のお話を聞いている限りでは、さざなみホールのほうが安上がりで、効率的に改修が進められるという話だと思います。皆さんが言いましたようにアクセスが非常に問題だと思いますので、ご検討をいただきたく思います。

【西村教育長】 他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、一応これで終わらせてもらうことでよろしいですか。

それでは次に移ります。日程第 6、報告事項に移りたいと思います。

報告事項①、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 報告事項 1 ページをご覧ください。本市では併設する学校等の管理下における児童生徒の災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。今回制定するこの規則は、当センターからの事務通知に従い、災害共済給付契約に係る共催掛金を得る保護者負担額を決定する際の共催掛金に乗じる割合等について定めるものです。なお、保護者負担額につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同法施行令を根拠に、今回の規則制定前から徴収しているものです。また、保護者負担額を決定する際の共催掛金に乗じる割合についても、今回の規則制定前後において異なるところはないことから、今回の規則制定により、新たに保護者負担が発生し、保護者負担額が増額することではありません。

なお、1 ページ第 2 条の規定に基づく実際の保護者負担額ですが、小中学校におきましては、日本スポーツ振興センター法の施行令におきまして、共催掛金の額は 920 円とされているため、第 1 項 1 号の規定により、保護者負担額は 460 円となります。幼稚園におきましては、共催掛け金の額が 270 円とされているため、今回の規則の制定により、保護者負担額は 189 円となります。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、野洲市大学等修学奨励金給付要項の廃止について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 冊子 3 ページをご覧ください。

令和 2 年度より、日本学生支援機構の新制度が開始され、授業料免除制度の創設と給付

型奨学金の支給が拡充されました。野洲市は大学等に修学する者で、経済的な理由により修学することが困難な者に対し、入学支度金を入学時のみに1万円、月3,000円を給付してきました。しかし、この対象者は日本学生支援機構の授業料免除や給付型奨学金の該当となるため、野洲市大学等修学奨励金給付要項を廃止するものです。

なお、制度の廃止につきましては、行財政改革前から検討をされていましたが、今回行財政改革で最終的な判断とすることとなり、その一貫で廃止することとなりました。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項③、野洲市通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の廃止について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 冊子4ページをご覧ください。本市では、市内中学校自転車通学者の通学用ヘルメットの着用推進を図り通学時の安全確保に資するため、これまで市内中学校自転車通学者の通学用ヘルメットの購入に際し補助金を交付してまいりました。本市は財政の健全化と効率的な行政運営に取り組むべく、行財政改革を推進しています。今回の行財政改革では、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象に具体的な取り組みを明らかにし、数値目標を明確にした野洲市行財政改革推進プランを策定しています。

その中で、組織運営の効率化及び最適化を図った取り組みとして補助事業、サービス事業の見直しを掲げており、当該通学用ヘルメット購入補助金につきましても見直しの対象とし、検討を進めてまいりました。その結果、教育委員会でもこの内容を踏まえ、当該補助制度を存続させるため合理的な理由がないと判断し、令和3年度もって当該補助制度を廃止することに決定をしました。これにより野洲市通学用ヘルメット購入補助金交付要項を廃止するものです。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項④、野洲市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。

報告事項④、5ページから7ページです。令和3年10月の教育委員会定例会におきまして、地域学校協働活動推進員の設置要綱の制定につきまして、報告させていただきました。このことについては、社会教育法第9条の7で、地域学校協働活動について「地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」地域学校協働活動推進員を教育委員会が委嘱することができるとなっています。本市におきましても、今後のコミュニティスクールの運営には該当推進員の役割は大きいと判断をし、要綱を定めたところです。これらに基づき、今般各学校長から5ページの名簿のとおり、地域学校協働活動推進員の推薦がありましたので、本要綱に基づき委嘱をしましたので報告させていただくものです。

なお、祇王小学校につきましては、現在人選中となっておりますが、地域学校協働活動推

進員の取組については既に始まっており、また、本設置要綱第 6 条において推進員の委嘱期間は「委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする」と定めておりますことから、今年度の残された活動期間が限られていることを考慮し、早急に委嘱する必要があるため、祇王小学校の他の学校につきまして先に委嘱を行ったものです。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 活動推進員の方々に異論はないのですが、1 つだけ、先日の総合教育会議で井上次長から学校運営協議会の委員は学校長の推薦で教育委員会が任命するという説明がありました。今回、推進員設置要綱第 7 条で、推進員は学校運営協議会その他必要な協議会との連携調整に関する活動を行うもので、教育委員会が委嘱するということが、任命と委嘱はどのように区別し、どう違うのかを教えてくださいと思います。

【西村教育長】 井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 瀬古委員が言われましたように、先般の総合教育会議ではコミュニティスクール、学校運営協議会の報告を主にさせていただいています。先般の説明でもありましたように、自転車と言う両輪として共に進めており、学校運営協議会と地域学校協働活動がありまして、両輪の後輪のほうに当たる部分を指しています。こちらのほうでは要綱で定めた委嘱の形でしていますが、任命と委嘱は私個人的には違いがないものかと思っています。やはり教育委員会のほうから委嘱をする形として確認をいただければと思っています。補足がありましたら井上次長、お願いしたいと思います。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 特に補足することはないです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 私が聞いていますのは、コミュニティスクールで、「学校運営協議会の委員は、学校長の推薦の下に教育委員会が任命する」と資料がそうなっていますし、そのように説明をされました。今日はコミュニティスクールが学校運営協議会と学校内の団体等を調整する活動推進員を委嘱するという報告です。協働活動推進員は教育委員会が委嘱し、学校運営協議会委員は教育委員会が任命するわけです。この任命する協議会委員と、それから委嘱する活動推進員をどのように区別し、任命なり委嘱をするのかです。もちろん意味が違うからです。任命と委嘱は意味が違います。一般的に任命は上下関係があり、組織の中で上から命令をし、任命をするものです。例えば教育委員は首長が議会の同意を得て任命するわけです。われわれは任命されているのです。その学校運営協議会委員は、任命するものです。なぜこのような話をするかと言いますと、みんなのパートナーシップでコミュニティスクールを推進していきましょうというのに、教育委員会が任命するのは上から目線のような気がします。それも部外者を任命するのは何かおかしい感じがします。普通、部外者をお願いする場合は委嘱するのではないかと思うのです。なぜ任命と委嘱を区別しているのかの理由をお聞かせいただきたいということです。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 学校運営協議会の委員を任命する点につきまして、説明をさせて

いただきます。記憶が定かではないのですが、確法的には学校運営協議会の委員は特別職の公務員という扱いと記憶をしています。そのことから任命となるかと記憶していますが、時間がたっていますので調べてきます。

【瀬古委員】 では、よろしくお願いします。

【西村教育長】 他にご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑤、令和3年度卒業式・令和4年度入学式の予定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 8ページ、9ページをご覧ください。それぞれ小中学校と保育園、幼稚園、こども園の卒園式、卒業式、入園式、入学式の予定が書いてあります。ただし、今年度の卒業式・卒園式、あるいは来年度の入学式・入園式におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来賓出席依頼をご遠慮させていただきます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、説明がありました報告事項⑤について、質問等はありませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑥、令和4年度保育園（所）・こども園・幼稚園・こどもの家入所・入園申込状況について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課長の西村です。資料としましては、報告事項10ページです。このたび、1月末時点ですが、令和4年度の各施設の入所申込状況をまとめましたので、報告します。まず1つ目ですが、保育園・こども園、保育園部の状況です。希望者数が1,151名でして、令和3年4月と比較としますとマイナス38人です。入所園児数につきましては、1,068人で前年比較はマイナス42人です。そして待機児童数の欄を見ていただき、総数は83人で前年比較すると4人プラスです。そのうち国基準につきましては27人で、前年比較するとマイナス13人となります。

次に、幼稚園・こども園の幼稚園部ですが、希望者数は699人で、入園園児数も699人、前年比較するとどちらもマイナス26人です。待機児童数はゼロです。そして、こども園につきましても希望者数122人、前年比較すると92人プラスとなり、入所定数も同じです。待機児童はゼロです。ただし、北野こどもの家につきましては、定員を超過しますが、北野小学校の一部を使用し、待機児童なしで実施をしていきたいと考えています。

11ページにつきまして、これは保育園部の園ごとの入所決定の状況です。下の表は、待機児童数の0歳児から5歳児までの年齢ごとの状況を記載しています。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はありませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 10ページの保育園・こども園の保育園部のところですか。定員数が1,148名で希望者数が1,151名でして、入所園児数が1,068名で、待機児童数が87名ですが、そうしますと希望者数全員は入園できなかったのは分かります。1,158名まで受け入れることが難しかったのですか。

【西村教育長】 西村課長。

【西村こども課長】 こども課の西村です。今回提示した表は、一次協議の段階でまとめたものとなっています。

一次協議であることから、申込希望の多い園に偏りがあり、定員合計数を下回っている状態となっています。今後、待機となっている方が希望園を変更されるなどの調整により、入所可能の方が増えるものとなっています。

【西村教育長】 よろしいですか。他にご質問等はありませんか。

では、次に移ります。報告事項⑦、野洲市行財政改革推進プラン（案）に係るパブリックコメントの結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です、よろしくお願ひいたします。それでは報告事項⑦、野洲市行財政改革推進プラン（案）に係るパブリックコメントの結果について、説明をします。報告事項 12 ページになりますが、本日お手元にお配りしています資料のとおりです。この野洲市行財政改革推進プラン（案）につきましては、1月の定例会で協議をいただいたところです。その説明時点では市民説明会を開催する予定でしたが、コロナ禍の状況を鑑み、市民説明会を中止し、パブリックコメントに変え、市民の意見を聴取することになりました。意見募集期間は、令和4年1月21日金曜日から令和4年2月10日木曜日までの21日間でした。

意見は合わせて25件提出されています。そのうち教育委員会関連では、文化館施設についての意見が3件、給食業務の在り方の見直しについての意見が3件ありました。

配りました資料をご覧くださいまして、その資料の2ページになります。③で文化施設の集約による人件費削減のところですが、意見として「さざなみホールが統合されるのであればほどよい人数が収容できるホールがなくなり、毎週サークル活動をしてはいますが、活動の場所がなくなります。」というご意見をいただきました。その意見に対する市の考え方としましては、「野洲文化ホール、野洲文化小劇場については建設から30年以上、さざなみホールについては29年を既に経過しています。老朽化に加えご指摘のとおり、それぞれに課題があり、また合併により機能が重複していることから、平成31年3月に策定した、野洲市公共施設のあり方により、既に集約化の方向で示しています。なお、これら文化施設の集約につきましては、野洲市教育委員会におきまして、今後の市の文化行政の在り方を踏まえ、それぞれの施設の設置の経緯や課題、機能維持経費等を総合的に勘案した上で集約する施設を決定していく予定です。」と回答しています。今回この協議いただいている部分について回答をさせていただきました。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。⑫の半ばからになりますが、「民間の参入はともかく、一部市立保育園の運営委託や民営化検討や、給食業務の在り方見直しは慎重に行うべきと考えます。」というご意見です。意見に対する市の考え方としましては、行政サービスを適切に維持していくために、慎重に検討を進めていきたいと考えているところです。

そして⑬です。公共サービスのあり方検討では、下になりますが「給食業務についても上記同様で、子供達が健康被害を受けた事例も有りましたが。」という意見をもらっています。回答としましては、6ページになります。「給食業務についても県内の大半の市町において、民間に業務を委ねるなど、委託によるものが主流になっています。本市におけます

民間委託検討にあたりましては、献立業務を市の付随として役割を残すなどにより、安全安心を一定担保しながら引き続き学校給食を提供することなどを検討しています。」と回答をしています。

そして⑮になります。公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直しでは、「文化3施設集約とありますが、具体的には文化ホール・文化小劇場をなくし、さざなみホールに一本化する目論見ですか。」と、ご意見をいただいています。回答につきましては、先ほどの③の回答同様の部分と、下段以降ですが、「現段階では集約される施設の具体的な跡地利用について検討をする段階ではありません。」と回答をしています。

7ページの⑰です。こちらにつきましても、文化3施設の集約で、「3カ所から1カ所へ、さざなみホールが残ることは考えられません。」と意見をいただきました。回答としましては、③、⑮と同様の回答としています。

8ページを見ていただきたいと思います。⑱になります。民間保育事業への参入促進、給食業務のあり方の見直しです。「給食も食育の観点から市ですべてやってほしいです。子育てしやすい市をアピールしてください。」という意見です。こちらにつきましては、前段では「給食業務などの業務を直営で維持したことにより、経常経費にあたる人件費が増え、財政の悪化を招いてきたとして、認識しています」。下のほうですが、一方、給食業務につきましては、⑬の回答と同様の回答をしています。

以上が回答の内容です。こちらの結果ですが、案を所管します政策調整部で、この結果を明日開催予定の市議会全員協議会で報告をします。そして公表をするという流れになります。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました。報告事項⑦について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑧、令和3年12月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 引き続きお願いします。報告事項⑧、令和3年12月度定期監査の結果について、説明をします。報告事項13ページをご覧ください。令和3年12月度定期監査の結果を報告します。

12月度の定期監査につきましては、12月20日、22日に実施され、教育委員会では、さくらばさまこども園、北野幼稚園、篠原小学校、野洲北中学校が対象となっていました。

報告事項15ページと17ページをご覧ください。それぞれの結果です。さくらばさまこども園、北野幼稚園、篠原小学校、野洲北中学校のいずれも全般を通じて、その処理状況は適正と認められましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑨、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 引き続き、よろしく願いいたします。報告事項⑨、職員の任免

等について、説明をします。報告事項 18 ページをご覧ください。会計年度任用職員の新規採用者にきまして、フルタイム職員 1 名、パートタイム職員 3 名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日等につきましては、記載のとおりです。また、退職者はいません。

次に、職員の許可・承認等ですが、正規職員の育児休業承認 1 名、正規職員の分限休職延長承認 2 名、計 3 名の承認を報告するものです。許可の期間等詳細につきましてはそれぞれ記載のとおりですので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第 7、その他事項に移ります。何かありますか。西村課長。

【西村こども課長】 こども課の西村です。私のほうからは、先ほど少し言いました定員を超過する北野こどもの家の運営について報告します。資料としましては、1 枚紙で出しています。令和 4 年度定員を超過する北野こどもの家運営について、先ほどの説明でも触れましたが、北野こどもの家につきましては、ここに書いてあります定員 200 名のところ 265 名ということで、最大受け入れ可能人数の 230 人を 35 人超過する申込みがありました。

この定員超過への対応につきましては、2 番の「定員超過への対応」にありますように、当該学区の子どもの人口推移や全児童に対する入所割合の推移から、次年度以降もこの状況が続く見込みです。昨年度の春と夏の季節保育の期間中の延長時に、北野小学校の音楽室を借用し、保育士を確保した経緯を踏まえ、校舎の構造や学校運営の影響などを基準に音楽室等の通年利用について、学校の協力を得ながら検証をしました。その結果、学校側の理解と協力もあり、令和 4 年度以降の北野こどもの家については、通年利用時の放課後及び季節利用時ともに、第 1、第 2 音楽室を使用して保育を行うこととしました。なお、この学校施設を利用した学童保育所の運営は、文部科学省、厚生労働省の連名で発出されている、「新・放課後子ども総合プランの一層の推進について」で、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室の積極的な活用を促進することの取組にも準拠した対応です。これにより、新たに施設を整備する場合に比べ、コストも時間も大幅に縮減できます。

3 番にありますように、北野小学校音楽室の利用の形では、学校施設利用許可申請など、必要な手続きを整えます。また、利用期間中の光熱費等は教育委員会の学校教育課と調整し、こどもの家で負担します。

その他の利用に係る具体的な事項については学校と調整し、保育を実施するとします。これにより、待機児童なしで進めていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 他に何かありますか。宇都宮館長。

【宇都宮図書館長】 令和 3 年度第 3 回図書館協議会の開催について、ご案内をします。3 月 5 日土曜日、10 時から 12 時に図書館の本館で開催をします。

以上です。

【西村教育長】 他に何か。井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 日程に入れていませんが、令和 3 年度第 4 回野洲市社会教育委員会議を 3 月 10 日木曜日、午前 9 時 30 分から人権センター交流研修室におきま

して開催をしますので、連絡をさせていただきます。

以上です。

【西村教育長】 他にありますか。北脇次長。

【北脇教育部次長】 新年度予算の関係で、瀬古委員からご質問をいただきました。議案書関係資料4ページになります。報告が遅くなり申し訳ございませんでした。

4ページの地域振興費の会計年度任用職員雇用費の特定代理の部分です。まちづくり基金繰入金の財源についてご質問をいただきました。確認をしまして、この代理につきましては、ふるさと納税の寄付金の収入を充当しているものです。金額につきましては、財政課のほうで市全体を調整し、割り振りをしていることになります。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、この件はよろしいですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 他に何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、3月教育委員会定例会は、3月16日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、4月教育委員会定例会についてお伺いします。先ほど協議事項にて協議をさせていただいたとおり、4月20日水曜日、午後1時30分より中主防災コミセン研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声あり」)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。

よって、4月教育委員会定例会は、4月20日水曜日、午後1時30分より中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。